

新潟市日中一時支援事業者の登録及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市障がい者地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業）実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づく日中一時支援事業者の登録及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日中一時支援事業 実施要綱第4条第2号に規定する日中一時支援事業をいう。
- (2) 障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 利用者 日中一時支援を利用する障がい者等をいう。
- (4) 利用決定者 実施要綱第6条の規定により利用決定を受けた障がい者及び障がい児の保護者をいう。
- (5) 事業者 第3条の規定により、市長の登録を受けた者をいう。
- (6) 事業所 事業者が日中一時支援を行う事業所をいう。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (8) 指定障害児通所支援事業者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。
- (9) 併設型事業所 指定障害福祉サービス事業者のうち生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業者若しくは指定障害児通所支援事業者のうち児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業者が当該事業所の同一敷地内において、当該事業と一体的に日中一時支援事業を行う事業所をいう。
- (10) 本体施設 併設型事業所と一体的に運営される指定生活介護事業所、指定自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所又は指定就労継続支援事業所若しくは指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所をいう。
- (11) 単独型事業所 併設型事業所以外で日中一時支援事業を行う事業所をいう。

(事業者)

第3条 日中一時支援事業を行うことができるのは、次の各号のいずれかに該当する者であつて第4条の規定に基づき市長の登録を受けた者とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害児通所支援事業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切な日中一時支援事業の実施が可能であると認める法人

(事業者の登録手続等)

第4条 第3条の規定による登録を受けようとする者は、別記様式第1号に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録を決定し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

3 事業者は、当該登録に係る申請事項に変更があったときは、当該変更があった日から10日以内に、別記様式第3号によりその旨を市長に届け出なければならない。

4 事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、別記様式第4号により市長に届け出なければならない。

5 事業者は、休止した事業を再開したときは、再開した日から10日以内に、別記様式第4号により市長に届け出なければならない。

(従業者の員数)

第5条 併設型事業所に置くべき従業者の員数は、日中一時支援を提供する時間帯に応じ、次の各号に定める数とする。

(1) 日中一時支援と同時に本体施設のサービス提供を行う時間帯 本体施設のサービスを利用する障がい者等の数(以下「本体施設の利用者」という)及び日中一時支援の利用者の数の合計数を当該本体施設の利用者とみなした場合において、当該本体施設として必要とされる数以上

(2) 日中一時支援のみを提供する時間帯 次のア又はイに掲げる日中一時支援の利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア 利用者の数が6以下 1以上

イ 利用者の数が7以上 1に利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 単独型事業所に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に定める数とする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 支援員 前項第2号に規定する数

(管理者)

第6条 事業者が併設型事業所を設置する場合は、本体施設の管理者が当該併設型事業所の管理を一体的に行うものとする。

2 事業者が単独型事業所を設置する場合には、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備基準)

第7条 併設型事業所は、日中一時支援の利用者及び本体施設の利用者のサービス提供に支障が

ない場合には、当該本体施設の設備を日中一時支援事業の用に供することができるものとする。
この場合、本体施設において必要とされる設備を有することで足りるものとする。

2 単独型事業所に備えるべき設備は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 多目的室(サービス提供、食事、談話の場) 日中一時支援の定員1人あたり3平方メートル以上の面積を確保すること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏洩を防ぐために間仕切り等を設けること。利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる。
- (3) 洗面設備、便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 前3号に規定する設備は、専ら当該日中一時支援事業の用に供するものでなければならない。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業者は、利用決定者が日中一時支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障がい者又は当該利用の申込みに係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用の申込みを行った利用決定者に対し、第23条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用決定者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中一時支援の提供の開始について、その同意を得なければならない。

2 事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第9条 事業者は、日中一時支援の利用に係る契約をしたときは、事業者及び事業所の名称、サービス内容、利用決定者に提供することを契約した日中一時支援の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項を市長に対し遅滞なく報告しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用決定者の支給量を超えてはならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業者は、正当な理由がなく、日中一時支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第11条 事業者は、日中一時支援の利用について新潟市(以下「市」という。)若しくは法第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、若しくは児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者(以下「相談支援事業者等」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業者は、事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する

地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用の申込みを行った障がい者又は利用の申込みに係る障がい児に対し自ら適切な日中一時支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用資格の確認)

第13条 事業者は、日中一時支援の提供を求められた場合は、その者の提示する利用証によって、利用決定の有無、利用決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(利用の申請に係る援助)

第14条 事業者は、日中一時支援に係る利用決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに利用の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業者は、日中一時支援に係る利用決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、利用決定の有効期間の終了に伴う利用の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第16条 事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、日中一時支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 事業者は、日中一時支援を提供した際は、その提供日、提供時間、内容その他必要な事項を、日中一時支援の提供の都度記録しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用決定者から日中一時支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(日中一時支援の取扱い方針)

第18条 日中一時支援は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 日中一時支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことがで

きるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

- 3 事業所の従業者は、日中一時支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業者は、その提供する日中一時支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第 19 条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 20 条 従業者は、現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(利用決定者に関する市への通知)

第 21 条 事業者は、日中一時支援を受けている利用決定者が偽りその他不正な行為によって生活支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により通知をした場合には、その内容を記録しなければならない。

(管理者の責務)

第 22 条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 23 条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 27 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 日中一時支援の内容並びに利用決定者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

2 併設型事業所は、本体施設の運営規程を日中一時支援事業に準用するものとする。ただし、前項各号の規定を日中一時支援事業と本体施設で異なる取扱いとする場合は、別途日中一時支援事業の取扱いを定めなければならないものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 事業者は、利用者に対し、適切な日中一時支援を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって日中一時支援を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 事業者は、適切な日中一時支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第25条 事業者は、利用定員を超える利用者に対して同時に日中一時支援を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(衛生管理等)

第26条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 27 条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用の申込を行った者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第 28 条の 事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第 29 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(秘密保持等)

第 30 条 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、他の事業者又は指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該

利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 31 条 事業者は、日中一時支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、当該事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 32 条 事業者は、他の事業者、相談支援事業者等、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業者は、他の事業者、相談支援事業者等、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 33 条 事業者は、その提供した日中一時支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、その提供した日中一時支援に関し、実施要綱第 13 条第 1 項の規定により市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市長から求めがあった場合には、前項に規定する改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 34 条 事業者は、利用者に対する日中一時支援の提供により事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する日中一時支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損

害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第 35 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知しなければならない。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない。

(生活支援給付費の受領)

第 36 条 事業者は、実施要綱第 9 条第 4 項の規定により事業者が生活支援給付費を代理受領する場合は、市から別表 1 に規定する基準により算定した費用の額から実施要綱第 10 条第 1 項に規定する利用者負担額を控除した額の支給を受けるものとする。

(事業者が利用決定者に支払を求めることができる金銭の範囲等)

第 37 条 事業者が日中一時支援を提供する利用決定者に対して支払を求めることができる金銭の範囲は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用決定者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用決定者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用決定者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第 1 項から第 3 項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第 38 条 事業者は、日中一時支援を提供した際は、利用決定者から当該日中一時支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、代理受領を行わない日中一時支援を提供した際は、利用決定者から別表 1 に規定する基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を利用決定者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、日中一時支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用決定者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号）の規定によるものとする。

5 事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用決定者に対し交付しなければならない。

6 事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用決定者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

（生活支援給付費の額に係る通知等）

第39条 事業者は、代理受領により市から日中一時支援に係る生活支援給付費の支給を受けた場合は、利用決定者に対し、当該利用決定者に係る生活支援給付費の額を通知しなければならない。

（会計の区分）

第40条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、日中一時支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第41条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する日中一時支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第17条の規定による日中一時支援の提供に関する記録

(2) 第21条の規定による市への通知に係る記録

(3) 第28条第2項に規定する身体拘束等の記録

(4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（登録の取消し等）

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る第4条第2項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は実施要綱第9条に規定する生活支援給付費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 事業者が、不正の手段により第4条第2項の登録を受けたとき。

(2) 生活支援給付費、介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は障害児通所給付費の

請求に関し不正があったとき。

(3) 事業者が、本要綱に規定する事項を遵守しないとき。

(4) 事業者が、法第36条第3項第1号から第13号又は児童福祉法第21条の5の15第3項第1号から第13号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は前項の規定により登録の取り消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止を行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

(その他)

第43条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表 1

対象者		利用時間	単位
支援区分	区分 3	日中活動から連続	2 0 3
		3 0 分を超えて 4 時間まで	2 8 6
		4 時間を超えて 8 時間まで	5 1 2
		8 時間を超える場合	7 3 7
	区分 2	日中活動から連続	1 1 9
		3 0 分を超えて 4 時間まで	1 6 9
		4 時間を超えて 8 時間まで	3 2 7
		8 時間を超える場合	4 8 6
	区分 1	日中活動から連続	1 0 2
		3 0 分を超えて 4 時間まで	1 3 5
		4 時間を超えて 8 時間まで	2 5 9
		8 時間を超える場合	3 8 4
食事提供体制加算（1 日）		3 0	
送迎加算（片道）		5 5	
重度障害者支援加算（1 日）		3 2 0	
単独型加算（1 日）		2 2 0	
利用者負担上限額管理加算		1 5 0	

- (1) 単位数の合計を 1 単位 10 円として換算するものとする。
- (2) 同一の利用者に対し、同一の事業所が同一日に複数回日中一時支援を提供する場合は、1 日の利用時間を合算した利用時間に応じた単位数を算定するものとする。
- (3) 併設型事業所において、同一の利用者に対し、本体施設のサービス提供に続けて日中一時支援を提供する場合は、利用時間が 4 時間を超えない場合は、利用者の区分に応じた「日中活動から連続」の単位数を算定するものとする。なお、日中一時支援の利用時間が 30 分以下の場合は報酬を算定しないものとする。
- (4) 放課後等デイサービスを本体施設とする併設型事業所は、学校の休業日を除き、本体施設のサービス提供時間から続けて日中一時支援を提供することはできない。
- (5) 送迎にかかる時間は、日中一時支援の利用時間から除外するものとする。
- (6) 食事提供体制加算については、低所得者等に対し事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において食事の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

この場合の低所得者等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算

定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表第 6 の 10 の注に規定する者又は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表第 1 の 3 に規定する者とする。

ただし、同一日に同一敷地内の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害児通所支援事業所で食事提供体制加算を算定している場合は、日中一時支援に係る食事提供体制加算の算定はできないものとする。

- (7) 送迎加算については、日中一時支援の利用につき、利用者に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- (8) 重度障害者支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）第二の 2 (8) ①に該当する者又は別表 2 に規定する者に対して、日中一時支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- (9) 単独型加算については、令和 6 年 3 月 31 日時点で単独型加算の算定が認められていた単独型事業所において、日中一時支援を提供した場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- (10) 利用者負担上限管理加算については、事業所が実施要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、上限額管理を行った場合に 1 月につき所定単位数を加算する。

別表 2

医師意見書等に次の（ア）から（ソ）のいずれかの記入があり、事業所においてその処置が必要な者。

（ア）	点滴の管理	（ケ）	経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
（イ）	中心静脈栄養	（コ）	モニター測定
（ウ）	透析	（サ）	褥瘡の処置
（エ）	ストーマの処置	（シ）	カテーテル
（オ）	酸素療法	（ス）	喀痰吸引
（カ）	レスピレーター	（セ）	間歇的導尿
（キ）	気管切開の処置	（ソ）	その他、市長が（ア）から（セ）と同等の処置が必要と認める者
（ク）	疼痛の管理		

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

受付番号

新潟市障がい者地域生活支援事業実施事業所登録申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所在地
代 表 者

新潟市移動支援事業者の登録及び運営に関する要綱及び新潟市日中一時支援事業者の登録及び運営に関する要綱に規定する事業所の登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 （設置者）	フリガナ					
	名 称					
	所 在 地		郵便番号			
	連絡先		電話番号		FAX番号	
	代 表 者	職 名				
		フリガナ				
		氏 名				
		住 所	郵便番号			
事業所	フリガナ					
	名 称					
	所 在 地		郵便番号			
	サービスの種類		☐ 移動支援 ☐ 日中一時支援			

別記様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

新潟市障がい者地域生活支援事業実施事業所登録通知書

下記のとおり、新潟市障がい者地域生活支援事業実施事業所として登録したので通知します。

記

事業所名	
所在地	
登録する障がい者地域生活支援事業のサービスの種類	
事業所番号	
登録年月日	年 月 日
備考	

別記様式第3号（第4条関係）

変更届出書（日中一時支援）

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者 所在地
名称
代表者

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号											
登録内容を変更した事業所		名称											
		所在地											
変更があった事項				変更の内容									
1	事業所の名称	(変更前)											
2	事業所の所在地												
3	申請者（設置者）の名称												
4	主たる事務所の所在地												
5	代表者の氏名及び住所												
6	事業所の平面図及び設備の概要												
7	事業所の管理者の氏名及び住所												
8	主たる対象者	(変更後)											
9	運営規程												
10	生活支援給付費の請求に関する事項												
11	事業所の種別（単独型・併設型・空床型の別）												
12	嘱託医・協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容												
変更年月日				年 月 日									

- 注1 該当項目番号に○をつけてください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記様式第4号（第4条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業所
所在地
名称
代表者

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

	事業所番号												
廃止（休止・再開）する 事業所	名 称												
	所 在 地												
	サービスの種類	☐ 移動支援						☐ 日中一時支援					
廃止・休止・再開した年月日		年 月 日											
廃止・休止した理由													
現に当該障がい者地域生活支援事業を利用していた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）													
休 止 予 定 期 間		年 月 日～ 年 月 日											

- 注1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制又は形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止の場合、廃止・休止する日の1か月前までに届け出てください。
- 3 再開の場合、再開の日から10日以内に届け出てください。